

一般病棟に長期入院している高齢の脳卒中患者・認知症患者 に関する診療報酬に係る経過的な措置について

平成20年8月

厚生労働省保険局

1. 制度の概要

- 急性期の入院医療を提供するための病棟である一般病棟に90日を超えて入院する高齢者については、難病患者や重度の障害者等、密度の高い医療を必要とする患者を除き、平成10年から、診療報酬（入院料）が減額されることとされている。

※ 例：看護配置が10対1の場合、13,000円→9,280円(1日)

- 平成20年度改定において、一般病棟が本来担うべき役割を明確にするため、対象患者の見直しを行い、脳卒中患者や認知症患者のうち、重度の意識障害、人工呼吸器装着、喀痰吸引等のない患者についても診療報酬を減額することとし、半年間の準備期間を設け、10月から実施することとした。

※ 併せて、退院調整加算の創設や、脳卒中医療の充実など、医療機関等士との連携促進策を実施

2. 経過的な措置の内容

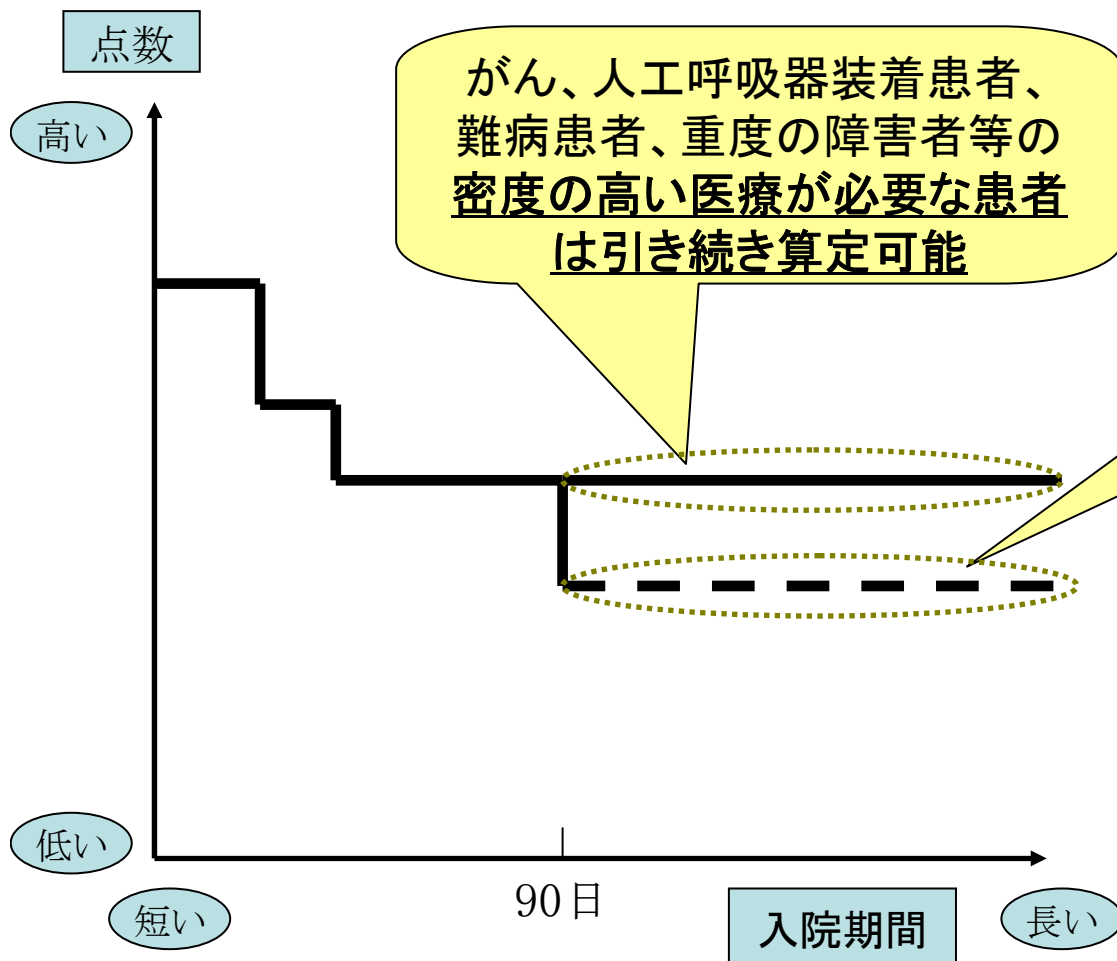
- 今般の対象患者の見直しにより、退院を迫られる患者が生じることのないよう、きめ細やかな配慮を行う。
- 具体的には、「既に入院している患者」及び「疾病発症当初から当該病棟に入院した新規患者」のうち、医療機関が退院や転院に向けて努力をしている患者については、機械的に診療報酬の減額の対象とすることはしない。

※ 社会保険事務局に「退院支援状況報告書」を提出いただく。

※ 退院支援状況報告書には、病名や日常的に行われている医療行為、退院に係る問題点・課題や退院に向けた支援の概要等を記載いただく予定。

※ 一定期間経過後、実態の把握を行う。

一般病棟に長期入院している高齢者の入院基本料について



密度の高い医療の必要性が低い患者が対象(平成10年より実施)

平成20年度改定における取組

- ・名称を変更
老人特定入院基本料→後期高齢者特定入院基本料
- ・病棟機能の明確化の観点からの対象患者の見直し
 - ※ 重度の意識障害、人工呼吸器装着、喀痰吸引等のない脳卒中患者や認知症の患者を減額対象に
 - ※ 半年間の猶予期間を設定(10月1日施行)
- ・退院調整加算を新設
- ・脳卒中医療の充実
 - ※ 急性期の治療の評価
 - ※ 地域連携体制の評価
 - ※ リハビリ医療の充実

一般病棟とは救急患者、重症患者等のために急性期の入院医療を提供するための病棟

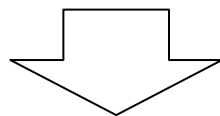
一般病棟に長期入院している高齢の脳卒中患者・認知症患者 に関する診療報酬に係る経過的な措置について

1. 概要

「既に入院している患者」及び「疾病発症当初から当該病棟に入院した新規入院患者」のうち、医療機関が退院や転院に向けて努力をしているものについては、機械的に診療報酬の減額の対象とすることはしない。

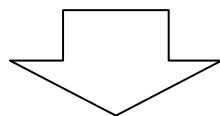
2. 具体的な手続きの流れ

重度の意識障害、人工呼吸器装着、喀痰吸引等のない脳卒中患者・認知症患者



医療機関が退院支援を実施

- ※ 社会保険事務局に、退院支援状況報告書を提出いただく。
- ※ 退院支援状況報告書には、病名や日常的に行われている医療行為、退院に係る問題点・課題や退院に向けた支援の概要等を記載していただく予定。



機械的に減額の対象とすることはしない。

診療報酬の算定方法（平成20年3月5日厚生労働省告示第59号）

別表第一

医科診療報酬点数表

第1章 基本診療料

第2部 入院料等

第1節 入院基本料

A100 一般病棟入院基本料（1日につき）

1	7対1入院基本料	1,555点
2	10対1入院基本料	1,300点
3	13対1入院基本料	1,092点
4	15対1入院基本料	954点

注4 注1から注3までの規定にかかわらず、特定患者（高齢者医療確保法の規定による療養の給付を受ける者（以下「後期高齢者」という。）である患者であって、当該病棟に90日を超えて入院する患者（別に厚生労働大臣が定める状態等にあるものを除く。）をいう。以下この表において同じ。）に該当するもの（第3節の特定入院料を算定する患者を除く。）については、後期高齢者特定入院基本料として928点を算定する。ただし、特別入院基本料を算定する患者については790点を算定する。

基本診療料の施設基準等（平成20年3月5日厚生労働省告示第62号）

第五 病院の入院基本料の施設基準等

二 一般病棟入院基本料の施設基準等

- (4) 一般病棟入院基本料の注4に規定する厚生労働大臣が定める状態等にある患者
別表第四に掲げる状態等にある患者

別表第四 厚生労働大臣が定める状態等にある患者

- 一 難病患者等入院診療加算を算定する患者
- 二 重症者等療養環境特別加算を算定する患者
- 三 重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、^{せき}脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等
- 四 悪性新生物に対する治療（重篤な副作用のおそれがあるもの等に限る。）を実施している状態にある患者
- 五 観血的動脈圧測定を実施している状態にある患者
- 六 心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を実施している状態にある患者（患者の入院の日から起算して百八十日までの間に限る。）
- 七 ドレーン法又は胸腔若しくは腹腔^{くう}の洗浄^{くう}を実施している状態にある患者
- 八 頻回^{かくたん}に喀痰吸引及び干渉低周波去痰器による喀痰排出^{かくたん}を実施している状態にある患者
- 九 人工呼吸器を使用している状態にある患者
- 十 人工腎臓^{じん}、持続緩徐式血液濾過又は血漿^ろ交換療法^{しよ}を実施している状態にある患者
- 十一 全身麻酔その他これに準ずる麻酔を用いる手術を実施し、当該疾病に係る治療を継続している状態（当該手術を実施した日から起算して三十日までの間に限る。）にある患者
- 十二 前各号に掲げる状態に準ずる状態にある患者

第十一 経過措置

- 一の二 平成二十年九月三十日までは、別表第四の三中「重度の肢体不自由者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、^{せき}脊髄損傷等の重度障害者（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）」とあるのは、「重度の肢体不自由者、^{せき}脊髄損傷等の重度障害者」とする。